

富良野市介護人材育成支援事業助成金交付事業のお知らせ

介護職員初任者研修・ 実務者研修受講料の一部を助成します

富良野市内の介護事業所における介護職員の養成を目的に、介護職員初任者研修や実務者研修を受講した従業者の研修受講料を負担した事業者（法人）に対して、受講料の一部を助成します。

□ 助成対象事業者

★富良野市内で介護サービスを提供する事業者（法人）であって、介護職員初任者研修・実務者研修の研修費用を負担した事業者（法人）

□ 助成金の対象となる従業者について

- ★富良野市内の介護サービス事業所に在職していること（従業者の雇用形態は、常勤・非常勤を問いません）
- ★富良野市民であること
（住民票が富良野市にあること）
- ★その年度内に研修を修了していること



□ 助成額

- ★初任者研修で事業所が負担した額の 1/2。ただし、40,000 円を上限とする。
（従業者 1 人につき）
 - ★実務者研修で事業所が負担した額の 1/2。ただし、60,000 円を上限とする。
（従業者 1 人につき）
- ※助成額に 100 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額

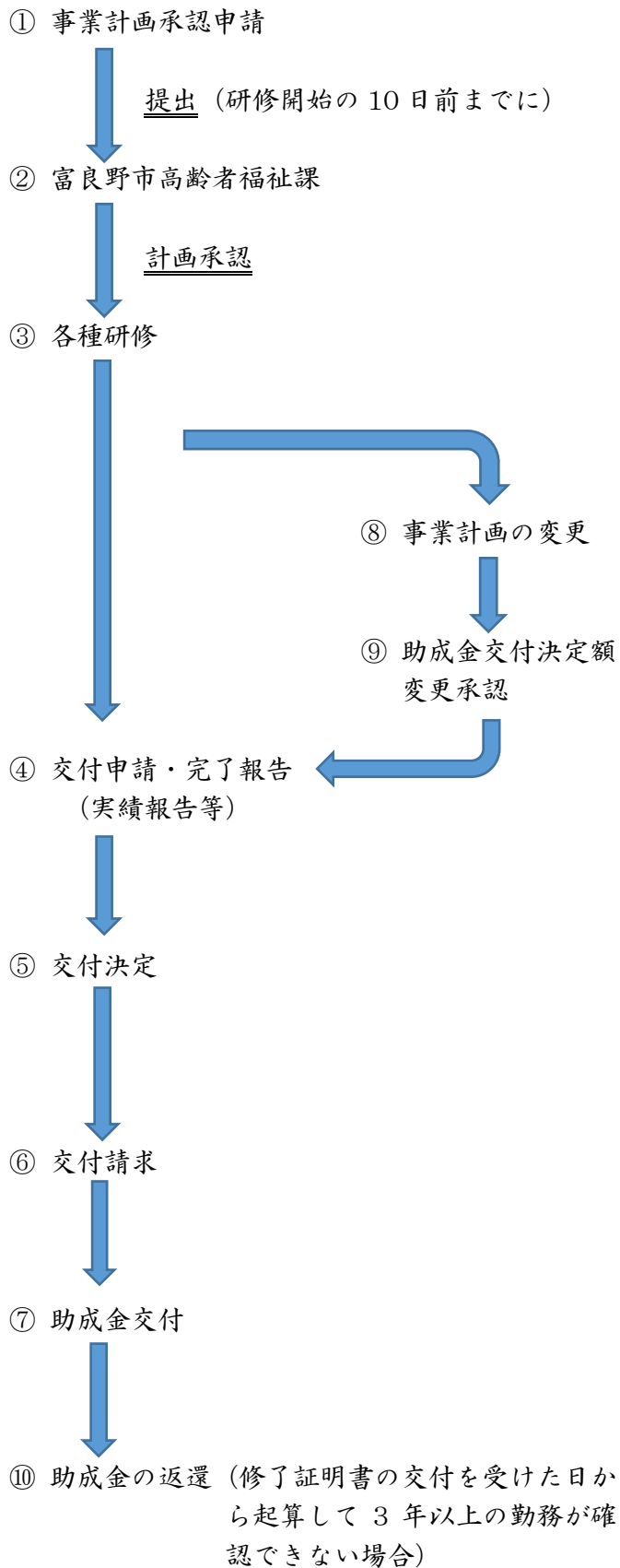
○問合せ

富良野市保健福祉部高齢者福祉課

TEL 0167-39-2255

fax 0167-39-2222

介護人材育成支援事業交付請求までの流れ



① 人材育成支援助成金の交付を希望する事業所は、市に事業計画申請書を提出する。

② 事業所からの計画書を確認して、計画を認める場合は「承認」、認めない場合は「不承認」を事業所に通知する。

③ 計画の承認を受けた事業所は、各種研修等に職員を研修・受講させる。研修実施事業者より各種研修の受講決定通知書を受けた場合には、事業助成金交付申請の対象になる。

④ 事業所は必要書類を添付の上、事業所助成金交付申請書を市に提出する。

⑤ 必要書類等を確認の上、交付要綱に該当すると認めた場合には、市は交付決定通知書を事業所に送付する。

⑥ 交付決定通知書を受けて、助成金を市に請求する。

⑦ 市は内容を審査した上で、助成額を確定し事業所へ交付する。

⑧ 計画の承認を受けた後に事業計画内容の変更や対象事業を中止する場合には、助成金交付変更を市に提出する。

⑨ 変更申請をした際には、市は助成金交付決定額変更承認通知書を事業所に通知する。

⑩ 不正等が認められた場合や修了証明書発行後3年以上の就労が認められない場合には、助成金を全額返還してもらう。